

協定書（案）

学園都市シェアサイクル導入社会実験に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）とは、神戸市西区学園都市エリアで実施するシェアサイクル導入社会実験（以下「社会実験」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、学園都市エリアの学生はじめ、市民等が手軽に利用でき、かつ環境にも優しい新たな交通手段であるシェアサイクルについて、事業の効果や実現性などを検証するために甲乙共同して実施する社会実験に関し、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）関係法令等 地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年3月19日兵庫県条例第6号）、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月11日神戸市条例第3号）、その他社会実験に関係する法律、命令、条例、規則その他の規程をいう。
- （2）サイクルポート 社会実験の実施にあたり乙が設置するすべての自転車駐車場のいう。
- （3）不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。

（社会実験の実施期間）

第3条 社会実験の実施期間は、協定締結日の翌日から令和10年3月31日までとし、本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、甲乙双方の合意により、実施期間を変更することができる。

協定書（案）

第2章 社会実験の実施

（社会実験に係る甲及び乙の業務範囲）

第4条 社会実験に係る甲の業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）社会実験全体の総括
- （2）別紙①に記載のサイクルポート用地及び社会実験開始後に神戸市が調整・確保した公有地等のサイクルポート用地における関係機関との協議・調整
- （3）社会実験の周知・広報

2 社会実験に係る乙の業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）社会実験に係る事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情・問い合わせ・事故対応等）
- （2）器材及び施設（自転車・サイクルポート等）の整備・調達、本社会実験協力団体を含むサイクルポート用地所有者との契約、維持管理、撤去及び原状回復
- （3）違法駐輪予防対策
- （4）別紙①に記載のサイクルポート用地以外でのサイクルポートの拡充
- （5）利用者への周知・広報
- （6）各種データの収集、整理、分析並びに当該データの神戸市への提供
- （7）社会実験に係る事業の定期報告及び結果報告
- （8）市の事業への協力（自転車を活用したイベント開催時の自転車の提供等）
- （9）利用者へのアンケート調査の実施及び分析並びに市が実施する社会実験の効果検証への協力
- （10）サイクルポート内及びその周辺の定期清掃
- （11）自転車利用時の交通ルールやヘルメット着用等の交通安全啓発の実施

（アンケート調査）

第5条 乙は、前条第2項第7号の規定に基づき、その裁量により、シェアサイクルの利用状況等を把握するため、シェアサイクルの利用者を対象とした、次の各号に掲げる事項のアンケート調査を実施するものとする。

- （1）シェアサイクルの利用状況に関する事項
- （2）シェアサイクルの満足度に関する事項
- （3）交通行動及び自転車所有の変化に関する事項
- （4）社会実験に対する要望に関する事項
- （5）前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項

（実施計画書）

第6条 乙は、社会実験の実施にあたり、次の各号に掲げる事項を記載した実施計画書を、

協定書（案）

本協定の締結後遅滞なく甲に提出し、甲の承諾を受けなければならない。

- (1) 社会実験の運営体制及び業務内容（第10条の規定により、乙が社会実験の一部を委任し、又は請け負わせ、若しくは委託する第三者を含む）
- (2) サイクルポート用地に設置するサイクルポートの位置及び仕様
- (3) サイクルポートに設置する自転車の仕様
- (4) 利用料金
- (5) 利用方法
- (6) 利用者からの苦情等への対応方法
- (7) サイクルポート用地への違法駐輪及び不法投棄への対応方針
- (8) 社会実験を円滑に行うための対策
- (9) 社会実験に付帯又は派生する事業の実施
- (10) その他、甲が指定する事項

（費用負担）

第7条 社会実験の実施に係る施設及び器材の整備・維持管理、撤去、原状回復及び社会実験の運営、その他第4条第2項に定める乙の業務に係る費用は、全て乙の負担とし、甲は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。

2 甲は、社会実験の実施により生じた収益は受け取らないものとする。

（社会実験の変更）

第8条 乙は、社会実験の実施に当たり次の各号に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- (1) 別紙①のサイクルポート用地及び社会実験開始後に神戸市が調整・確保した公有地等のサイクルポート用地におけるサイクルポートの設置、廃止、仕様の変更
- (2) 利用料金の変更
- (3) 利用方法の変更
- (4) 社会実験に付帯又は派生する事業の実施
- (5) その他社会実験の実施に係る重要な事項

2 乙は、社会実験の実施に当たり次の各号に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ甲に届け出るものとする。

- (1) 学園都市におけるサイクルポートの設置、廃止
- (2) その他社会実験の実施に係る軽微な変更

3 乙は前2項に掲げる事項を行う場合、必要に応じて、利用者に対し適切な方法で、その内容について周知するものとする。

（関係法令等の遵守）

協定書（案）

第9条 乙は、関係法令等に従い、かつ善良な管理者の注意をもって、社会実験、その他第4条第2項各号に掲げる業務を実施しなければならない。

2 甲及び乙は、第3条に定める社会実験の開始日から円滑に社会実験が行えるよう、サイクルポート用地の確保やサイクルポートの設置等について、互いに協力して準備を行うものとする。

（再委託）

第10条 乙は、社会実験の全部を第三者に委任し、又は請け負わせ、若しくは委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合、関係法令等の許容する範囲内において社会実験の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ、若しくは委託（以下「再委託」という。）することができる。

3 前項の規定により再委託を行う場合、乙は当該再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）に対して、再委託先の業務内容に関わる本協定上の乙の義務を全て遵守させなければならない。また、再委託先の業務内容及び結果に対して、乙はその責任を負う。

4 乙は、暴力団（神戸市暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月29日条例第29号 以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）に再委託をしてはならない。

5 乙は、再委託を行う場合、次条の規定に準じた内容を再委託先と取り決めなければならない。

6 乙は、再委託先が暴力団等であることが判明した時は、甲に報告しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 乙は、本協定の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託先が不当介入を受けたときも同様とする。

2 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年6月1日施行。以下本条において「要綱」という。）第2条第2号に規定する暴力団員についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができる。

3 甲は、乙から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

4 甲は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委

協定書（案）

員会等（要綱第5章26条に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。）に提供することができる。

- 5 乙は、前条第4項から第6項、及び本条に定める事項を履行するにあたって、必要があるときは、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第12条 乙は、甲から提供された本協定に関する資料等、その他本協定の履行に関し知り得た秘密を、甲の承諾を得ない限り、第三者に開示若しくは漏えい、又は本協定の目的以外に使用してはならない。

- 2 乙は、その役員及び従業員に対して、在職中はもとより退職後においても、前項に規定する事項を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、社会実験を実施するための個人情報の取扱いについて、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

（サイクルポート用地の取扱い）

第14条 乙は、社会実験の実施にあたって、自己の責めに帰すべき事由によりサイクルポート用地を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

- 2 乙は、社会実験が終了したとき（第21条の規定により、サイクルポート用地の全部又は一部の使用を一時停止したときを含む。）は、そのときから14日以内に、サイクルポート用地上に設置された社会実験の実施に係る施設及び器材を撤去し、原状に回復したうえでサイクルポート用地所有者に引き渡さなければならない。

- 3 前2項の場合において、乙が正当な理由がなくサイクルポート用地を原状に回復しない場合は、甲は、乙に代わって当該サイクルポート用地を原状に回復するために必要な措置をとることができる。この場合において、乙は、当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

（放置自転車への対応）

第15条 乙は、社会実験で使用する自転車のうち、サイクルポート以外の場所に放置されたもの（以下本条において「放置自転車」という。）を、速やかに回収しなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく放置自転車を回収しない場合は、甲は神戸

協定書（案）

市自転車等の駐車秩序に関する条例の規定により、当該放置自転車を移動し、保管することができる。この場合において、乙は当該措置について異議を申し出ることができず、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

3 前項の費用を乙が第三者に請求する場合は、乙はその責任において行わなければならない。

（許認可等の取得等）

第 16 条 乙は、本協定に別段の定めがある場合、又は甲が別途指定する場合を除き、社会実験の実施に必要な許認可等を、自己の費用及び責任において取得し、及び維持しなければならない。必要な届出についても、同様とする。

（付保）

第 17 条 乙は、自己の費用及び責任において、社会実験で使用する自転車の利用に係る事故により生じた、利用者その他の第三者の生命又は身体及び物品の損害を填補することができる損害賠償保険に社会実験の実施期間を通じて加入しなければならない。

（管理体制の構築）

第 18 条 乙は、利用者の利便性の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう社会実験に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

第 3 章 事業報告

（事業報告）

第 19 条 乙は、社会実験の開始日から令和 10 年 3 月末までの期間、社会実験に関する次の各号に掲げる事項をまとめた定期報告書を各月作成し、翌月末までに甲に提出しなければならない。ただし、第 3 条ただし書きの規定により社会実験の実施期間を変更した場合は、定期報告書の対象期間を変更することができる。

- （1）自転車及びサイクルポートの利用状況に関する事項
- （2）利用料金その他の収入の状況に関する事項
- （3）事故や苦情等に関する事項
- （4）その他、甲が指定する事項

2 乙は、社会実験の開始日から令和 10 年 3 月末までの期間について、前項各号に掲げる事項のほか、社会実験に関する次の各号に掲げる事項をまとめた中間報告書を作成し、令和 7 年 10 月末（以降、半期毎）に甲に提出しなければならない。ただし、第 3 条ただし書きの規定により社会実験の実施期間を変更した場合は、中間報告書の対象期間及び提出時期を変更することができる。

協定書（案）

- (1) 社会実験の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
 - (2) 第5条に規定するアンケートに関する事項
 - (3) 社会実験の課題に関する事項
- 3 乙は、社会実験の全期間について、前2項各号に掲げる事項をまとめた最終報告書を作成し、社会実験終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

第4章 協定の解除

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除し、又は期間を定めて社会実験又は乙の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 正当な理由がないのに、乙が本協定に基づく業務を履行しない場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定に基づく乙の業務の履行が不能となった場合
 - (3) 前各号のほか、乙が本協定に基づく義務を履行しない場合
 - (4) 乙が次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等が暴力団員であると認められる場合
 - イ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる場合
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - カ 再委託先が暴力団等であることを知りながら再委託を行ったと認められる場合
 - キ 乙が、暴力団等を再委託先としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
 - (5) その他乙と共同して社会実験を継続することが適当でないとして認められる場合
- 2 前項の規定により本協定を解除した場合は、社会実験も終了したとみなす。
- 3 第1項の規定により本協定を解除し、又は期間を定めて社会実験又は乙の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙その他関係者に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(サイクルポート用地の使用停止)

協定書（案）

第 21 条 前条第 1 項各号に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間中、甲は乙に対し、サイクルポート用地の全部又は一部の使用を一時停止させることができる。

- (1) 甲が社会実験以外に行う業務において、サイクルポート用地を必要とする場合
- (2) 別紙①に記載のサイクルポート用地、また、社会実験開始後に神戸市にて調整・確保等を行ったその他公有地等におけるシェアサイクルポート用地が存する施設内において、同施設の利用者へ支障が生じるおそれがある場合、または、
- (3) 本社会実験協力団体から使用停止の申し出があった場合

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定によりサイクルポート用地の全部又は一部の使用を一時停止させた場合において準用する。

（乙の解除権）

第 22 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対して本協定の解除、又は期間を定めて社会実験の停止を申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又は違反した場合
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を及ぼした場合
- (3) 乙が破産手続開始、再生手続開始、又は更生手続開始の申立てを行った場合
- (4) 乙の経営状況の悪化等により、社会実験を継続することが不可能又は著しく困難になった場合

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定する。

3 第 20 条第 2 項の規定は、前項に規定する協議の結果、本協定を解除することとなった場合において準用する。

第 5 章 損害賠償

（甲の損害賠償義務）

第 23 条 甲は、本協定の履行にあたり、本協定に別段の定めがある場合を除き、その責めに帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の損害賠償義務）

第 24 条 乙は、本協定の履行にあたり、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更（法令（条例及び条例に基づく規則を含む。）の制定及び改廃をいう。）によるものである場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、サイクルポート用地を滅失し、又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

協定書（案）

い。

（第三者に与えた損害の負担）

第 25 条 乙は、社会実験の実施にあたり、又は社会実験に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、甲が当該利用者その他の第三者に対して損害を賠償したときは、乙は、甲に対し当該賠償額の補償をしなければならない。

第 6 章 不可抗力

（不可抗力）

第 26 条 甲又は乙は、不可抗力により本協定の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力により本協定の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又はその管理する設備等に重大な損害が発生した場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

第 7 章 雑則

（地位等の譲渡等の禁止）

第 27 条 乙は、社会実験の実施に関して生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないものとする。

2 乙は、社会実験を実施するためにサイクルポート用地に施設及び器材等を設置する場合は、社会実験の実施中、当該施設及び器材等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

（合併等の報告等）

第 28 条 乙は、合併、分割その他これらに類する行為（以下「合併等」という。）をしようとするときは、あらかじめ書面にて合併等の内容、理由、時期、合併等により乙が受けることとなる影響その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、合併等をしたときは、速やかに、合併等の事実を証する書面を添えて、その旨を甲に報告しなければならない。

（承諾等の様式）

協定書（案）

第 29 条 本協定に関する甲乙間の承諾、届出等は、本協定に別段の定めがある場合を除き、書面により行うものとする。

（著作権の譲渡）

第 30 条 乙が本協定の定めるところに従い甲に提出した報告書その他の書面及び図面（電磁的記録によるものを含む。以下「書面等」という。）の著作権のうち乙が有するもの（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）については、当該書面等を甲へ提出したと同時に全て甲に譲渡されるものとし、乙は、当該書面等に係る著作者人格権についても、それを将来にわたって行使しないようにしなければならない。

2 甲は、乙から提出された書面等について、乙による使用を許諾する。

3 甲は、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

（1）本協定

（2）第 19 条の規定により乙が甲に提出した事項

（3）前各号に掲げるもののほか、乙が本協定の規定により甲に報告した事項

（解釈）

第 31 条 甲が本協定の定めるところに従って書面等の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、若しくは受けたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（裁判管轄）

第 32 条 本協定に関連する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第 33 条 本協定に定める事項に関し疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙双方協議の上、定めるものとする。

協定書（案）

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市

印

乙 ○○○
△△△
□□□

印